

災害復興住宅資金利子補給事業 ご案内

※申請期限が延長になりました。

災害復興住宅資金利子補給事業について

令和元年9月9日の台風第15号等により住宅に損害を受けた方が、補修や建替え等のため金融機関から資金を借り入れた場合に利子の一部を補助します。

対象区域

富里市全域

対象者

次のすべてに該当する者

- ①市からり災証明書の交付を受けた住宅を自己又は親族が所有する者で、台風被災時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた者
- ②市内の被災住宅の補修を行う者又は被災住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を市内で行う者
- ③住宅建築資金について、令和元年9月9日以降に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、融資の実行を受けた者
- ④利子補給を受けようとする融資について、同様の利子補給を他から受けていない者及び受けようとしていない者

利子補給の内容

利子補給率	年利2%以内
利子補給期間	利子の支払い開始日から5年以内
利子補給対象限度額	10万円以上500万円以下

借入金の使途

次のいずれかの使途

- ①被災住宅の補修
- ②被災住宅に代わる住宅の新築又は購入
- ③被災住宅に代わる住宅の新築又は購入に必要な土地資金（土地のみの購入資金は除く）

申込期限

令和4年3月31日（木）となっておりますので、詳しくは防災課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

富里市総務部防災課防災班

TEL：0476-93-1114

FAX：0476-93-9954

利子補給 手続きの流れ

